

鉄業契第40号

平成15年10月1日

改正 平 16. 9. 30 鉄業契 29号
平 18. 10. 4 鉄業契 35号
平 20. 12. 1 鉄業契 33号
令 2. 10. 28 事監契第 201027001号

鉄道建設本部本社内各長 殿

鉄道建設本部各地方機関の長 殿

理 事 長

役務競争参加者の資格を定める場合の総合点数の算定要領について（通達）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役務競争参加者資格確認取扱規程（平成15年10月機構規程第141号）第2条第2号の規定に基づき、役務競争参加者の資格を定める場合の総合点数の算定要領を下記の通り定めたので、役務競争参加資格審査事務について遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、役務競争参加者の資格を定める場合の総合点数の算定要領の制定について（平成7年12月11日付け経契第659号依命通達）は、平成15年9月30日限り廃止する。

記

役務競争参加者の資格を定める場合の総合点数の算定要領

（通則）

第1条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役務競争参加者資格確認取扱規程（平成15年10月機構規程第141号。以下「規程」という。）第2条第2号の規定に基づく総合点数の算定については、この要領の定めるところによる。

（総合点数）

第2条 規程第2条第2号の総合点数は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

(1) 規程第2条第2号アに掲げる項目（以下「業種別年間平均実績高」という。）の点数は、業種別年間平均実績高の金額に応じ、別表1の点数の欄に掲げる点数とする。

- (2) 規程第2条第2号イに掲げる項目（以下「自己資本額」という。）の点数は、自己資本額を年間平均実績高で除し、100を乗じて得た数値（別表2において「自己資本額数値」という。）に応じ、別表2の点数の欄に掲げる点数とする。
- (3) 規程第2条第2号ウに掲げる項目の点数は、別表3の有資格者の欄の左欄に掲げる者の数に5を、同表の有資格者の欄の右欄に掲げる者の数に2をそれぞれ乗じて得た数値を合計した数値（別表4において「合計数値」という。）に応じ、別表4の点数の欄に掲げる点数とする。
- (4) 規程第2条第2号エに掲げる項目（以下「営業年数」という。）の点数は、営業年数に応じ、別表5の点数の欄に掲げる点数とする。
- (5) 総合点数は、次の算式によって計算した値とする。

算式

$$3 \times A + B + 5 \times C + D$$

この式においてA、B、C及びDは、それぞれ次の値を表すものとする。

A 第1号の規定による点数
 B 第2号の規定による点数
 C 第3号の規定による点数
 D 第4号の規定による点数

附 則

この要領は、平成15年10月1日以降における役務競争参加資格確認に係る請負業者の資格審査から施行する。

別表1

年間平均実績高	点数
20億円以上	30
10億円以上 20億円未満	25
5億円以上 10億円未満	20
1億円以上 5億円未満	15
1億円未満	10

別表2

自己資本額数値	点数
10以上	30
5以上 10未満	20
5未満	10

別表 3

業種区分	有資格者	
土木設計調査	<p>技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による第 2 次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けている者</p>	<p>建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち検定種目を 1 級の土木施工管理とするものに合格した者及び一般社団法人建設コンサルタント協会の行う R C C M 資格試験に合格し、登録を受けている者</p>
建築設計調査	<p>建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による構造設計一級建築士証の交付を受けている者、設備設計一級建築士証の交付を受けている者、同法による一級建築士の免許を受けている者(構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けている者を除く。)及び建築士法施行規則(昭和 25 年建設省令第 38 号)第 17 条の 18 の建築設備士である者</p>	<p>建築士法による二級建築士の免許を受けている者(一級建築士の免許を受けている者を除く。)、一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者及び公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験(建築積算資格者試験)に合格し、登録を受けている者</p>
電気設計調査	<p>技術士法による第 2 次試験のうち技術部門を電気電子部門、情報工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は情報工学部門とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けている者</p>	<p>電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)による第一種又は第二種電気主任技術者免状及び電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)による第 1 種伝送交換主任技術者又は線路主任技術者資格者証書の交付を受けている者及び建設業法による技術検定のうち検定種目を 1 級の電気工事施工管理又は電気通信工事施工管理とするものに合格した者</p>

機械設計調査	技術士法による第2次試験のうち技術部門を機械部門、経営工学部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門、経営工学部門、衛生工学部門とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者	建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の管工事施工管理とするものに合格した者及び一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者
用地測量調査	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者	測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者及び一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者
測量	測量法による測量士の登録を受けている者	測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）
地質調査	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。）、応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「土質及び基礎」又は「地質」とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者

環境調査	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、環境部門（選択科目を「環境影響評価」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者	計量法（平成4年法律第51号）による計量士の登録を受けている者、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）による公害防止管理者試験に合格した者及び作業環境測定法（昭和50年法律第28号）による作業環境測定士試験に合格し、登録を受けている者
------	--	---

別表4

合計数値	点数
110以上	30
65以上 110未満	25
40以上 65未満	20
15以上 40未満	15
15未満	10

別表5

営業年数	点数
35年以上	30
25年以上 35年未満	25
15年以上 25年未満	20
5年以上 15年未満	15
5年未満	10